

広島県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年七月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
五・五〇	四・〇〇				
一五・二〇	一五・二〇				
拡幅					

福山市鞆町鞆字西町八三八番地先から  
福山市鞆町鞆字西町八三七番地先まで